

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 那須町下水道事業特別会計

事業名	公共下水道		
事業開始年月日	昭和59年3月30日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	那須町	職員数 (H22. 4. 1現在)	4名
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	140 (20年度)	財政力指数	0.812 (21年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	(年度)	財政力指数 (臨財債振替前)	(年度)
経常収支比率 (%)	94.0 (20年度)	実質公債費比率 (%)	13.9 (21年度)
		将来負担比率 (%)	97.9 (20年度)

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 に示を付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	那須町下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	那須町長 高久 勝
既存計画との関係	那須町行政改革アクションプラン（平成22年度～27年度）
公表の方法等	広報、町HPによる公表及び町議会全員協議会にて説明予定（いずれも12月～3月予定）
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・スリムな組織体制による効率的で効果的な行政運営 ・定員管理・給与の適正化 ・経費削減等の財政確保 ・使用料の見直し

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満 旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満 旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上		合 計
				うち年利7%以上		
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	67,534.9				67,534.9
	補償金免除額	15,252.6				15,252.6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額					
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		17,506.6			17,506.6

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)		合 計
				うち年利7%以上		
公 営 企 業 債	下水道事業	67,534.9				67,534.9
合 計 (A)		67,534.9				67,534.9
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分						
合 計 (B)		67,534.9				67,534.9
公営企業で負担するもの (A)-(B)						

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)		合 計
				うち年利7%以上		
公 営 企 業 債						
合 計 (A)						
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分						
合 計 (B)						
公営企業で負担するもの (A)-(B)						

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)		合 計
				うち年利7%以上		
公 営 企 業 債	下水道事業		17,506.6			17,506.6
合 計 (A)			17,506.6			17,506.6
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分						
合 計 (B)			17,506.6			17,506.6
公営企業で負担するもの (A)-(B)			17,506.6			17,506.6

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	平成13年度の料金改定以降9年が経過している。現在、一般家庭の使用料水準は、2,410円/m ³ と県内では平均的な水準にある。通常、料金体系は処理水量の抑制とコスト負担の公平性から累進性が広く採用されているが、当町においては、昭和63年度から旅館・ホテル等大口需要者の加入促進のために導入された、超過料金の逆累進体系が採用されており、前回（平成13年度）の料金改定の際にもこの料金体系が継続されている。
経営課題	課 題 ① 水洗化率の向上 水洗化率が、67.5%と低いため、未接続者に対する戸別訪問等、広報活動を積極的に展開し、水洗化率（接続率）の向上を図る。以って使用料収入の増加を図る。
	課 題 ② 使用料（超過料金）の改定 平成13年度以降見直しが行われていないため、逆累進性となっている料金体系の見直しを図る。
	課 題 ③ 経費削減 維持管理費の中で、処理場の運転管理業務が大半を占めているので、事務の効率化に努める。また、民間委託内容の精査をして、更なる効率化を図る。
	課 題 ④ 人件費の削減 平成14年度から平成18年度にかけて7名から4名体制になり現在も4名体制で業務を行っているが、今後も人員の適正な配置を念頭におき、人件費の抑制に努める。
	課 題 ⑤ 収納率の向上 使用料未納者に督促状を送付するとともに、個別に電話相談・催告を行う。また、現在4名いる職員を2班に編成し、未納事業所等へ直接訪問することにより、収納率の向上を図る。
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

区 分		年 度	平成17年度 (計画前5年度)	平成18年度 (計画前4年度)	平成19年度 (計画前3年度)	平成20年度 (計画前々年度)	平成21年度 (計画前年度)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)
		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算 見 込)					
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	189	183	205	193	227	172	169	179	180	
	(1) 営 業 収 益 (B)	92	93	99	99	95	85	97	98	99	
	ア 料 金 収 入	91	92	98	98	94	85	97	98	99	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ウ その他(雨水処理負担金)	1	1	1	1	1	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
	(2) 営 業 外 収 益	97	90	106	94	132	87	72	81	81	
	ア 他 会 計 繰 入 金	91	89	104	93	129	86	71	80	80	
	イ そ の 他	6	1	2	1	3	1	1	1	1	
	2 総 費 用 (D)	183	190	177	163	166	165	163	170	167	
	(1) 営 業 費 用	115	123	113	115	124	123	122	130	130	
	ア 職 員 給 与 費	19	19	18	20	24	19	19	19	19	
	うち退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	イ そ の 他	97	104	95	95	100	104	103	111	111	
(2) 営 業 外 費 用	68	67	64	48	43	42	41	40	37		
ア 支 払 利 息	34	34	44	33	30	25	24	24	21		
公費分											
汚水分	34	33	20	15	13	17	17	16	16		
うち一時借入金利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	6	-7	28	30	61	7	6	9	13		
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	341	292	553	521	190	216	307	490	520	
	(1) 地 方 債	88	95	322	242	58	41	103	168	180	
	資本費平準化債							0	0	0	
	(2) 他 会 計 補 助 金	115	122	108	104	71	128	123	160	85	
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	119	67	94	169	53	41	74	157	250	
	(6) 工 事 負 担 金	19	8	29	6	8	6	7	5	5	
	(7) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2 資 本 的 支 出 (G)	327	302	585	546	254	236	288	474	534	
	(1) 建 設 改 良 費	241	205	255	332	141	120	148	295	440	
	うち職員給与費	9	9	9	9	8	8	8	8	8	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	86	96	330	214	113	116	140	179	94	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	14	-10	-32	-24	-64	-20	42	16	-14		

区 分	年 度									
	平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	20	-17	0	6	-3	-13	48	25	-1	
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	12	32	15	11	17	14	1	49	74	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	32	15	11	17	14	1	49	74	73	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	14	2	0	0	0	0	0	0	0	
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	18	13	11	17	14	1	49	74	73
	赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	70.3	64.0	40.4	51.2	81.3	61.2	55.8	51.3	69.0	
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(G) (S)	92	93	98	99	95	85	97	98	99	
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)										
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)										
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)										
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)										
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)										
企 業 債 現 在 高 (X)	2,015	2,013	2,005	2,034	1,978	1,902	1,865	1,854	1,940	

(2) 他会計繰入金

区 分	年 度									
	平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	
収 益 的 収 支 分	91	89	103	93	129	86	71	80	80	
	うち基準内繰入金	6	89	103	93	96	86	71	80	80
	うち基準外繰入金	85	0	0	0	33	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分	115	122	108	104	71	128	123	160	85	
	うち基準内繰入金	18	19	18	19	17	14	6	7	
	うち基準外繰入金	97	103	87	86	54	114	117	153	78
合 計	206	211	211	197	200	214	194	240	165	

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

単位:百万円, %)

区 分		年 度	平成26年度 (計画第5年度)
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	181
		(1) 営 業 収 益 (B)	100
		ア 料 金 収 入	100
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0
		ウ その他(雨水処理負担金)	0(0)
		(2) 営 業 外 収 益	81
		ア 他 会 計 繰 入 金	80
		イ そ の 他	1
		2 総 費 用 (D)	169
	収益的 支出	(1) 営 業 費 用	130
		ア 職 員 給 与 費	19
		うち退職手当	0
		イ そ の 他	111
		(2) 営 業 外 費 用	39
		ア 支 払 利 息	23
公費分		16	
汚水分	16		
うち一時借入金利息	0		
イ そ の 他	0		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	12		
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	460
		(1) 地 方 債	150
		資本費平準化債	0
		(2) 他 会 計 補 助 金	99
		(3) 他 会 計 借 入 金	0
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	210
		(6) 工 事 負 担 金	1
	(7) そ の 他	0	
	資本的 支出	2 資 本 的 支 出 (G)	467
		(1) 建 設 改 良 費	380
		うち職員給与費	8
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	87
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0
(5) そ の 他		0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-7		

単位:百万円, %)

年 度		平成26年度 (計画第5年度)
区 分		
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	5
積 立 金	(K)	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金	(L)	73
前 年 度 繰 上 充 用 金	(M)	0
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	78
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源	(O)	0
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	78
	赤 字 (Q)	0
赤 字 比 率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$	0
収 益 的 収 支 比 率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	70.7
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額	(R)	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(B)-(C) (S)	100
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$	0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)	
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)	
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)	
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$	
他 会 計 借 入 金 残 高	(W)	
企 業 債 現 在 高	(X)	2,003

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成26年度 (計画第5年度)
区 分		
収 益 的 収 支 分	う ち 基 準 内 繰 入 金	80
	う ち 基 準 外 繰 入 金	0
	合 計	80
資 本 的 収 支 分	う ち 基 準 内 繰 入 金	7
	う ち 基 準 外 繰 入 金	92
	合 計	99
合 計		179

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率 [※] (%)	37.2	51.7	46.8	48.4	56.8	50.9	58.1	58.7	59.3	59.9
資本費 (円又は%)	147	154	155	140	149	162	175	160	212	128
総収支比率(法適用) (%)										
経常収支比率(法適用) (%)										
営業収支比率(法適用) (%)										
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	70.3	64.0	38.3	45.7	81.3	61.2	55.8	51.3	69.0	70.7
繰入金比率	収益的収入分 (%)	48.1	48.6	48.9	46.7	56.6	50.0	42.0	44.7	44.4
	うち基準内繰入金 (%)	3.2	48.6	48.9	46.7	42.1	50.0	42.0	44.7	44.4
	うち基準外繰入金 (%)	44.9	0.0	0.0	0.0	14.5	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分 (%)	33.7	41.8	17.1	21.7	37.6	59.3	40.1	32.7	16.3
	うち基準内繰入金 (%)	5.3	6.5	2.9	3.3	9.0	6.5	2.0	1.4	1.3
	うち基準外繰入金 (%)	28.4	35.3	14.2	18.4	28.6	52.8	38.1	31.3	15.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価 (円/m³)＝給水収益／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ)))／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>・使用料改定については、「使用者負担の原則」を考え、過去の決算の実績を基に、普及率の推移、整備計画、施設等の維持管理に係る経費、及び支出に対する財源などを推計し、収支のバランスが保たれ、下水道使用者に大きな負担増とならないように策定する。</p> <p>現在、逆累進性方式を採用している超過料金の料金体系を見直検討し、平成23年度から累進性の料金体系へ移行する予定です。</p> <p>1ヶ月の基本料金(1,260円)は据置きし、現在3段階ある超過料金体系を累進性にするにより、平成23年度には97,000千円の収入が見込まれます。平成22年度85,000千円の収入に対して、平成23年度には97,000千円の収入となります。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>・使用料で賅えない部分は一般会計で賅っています。今後については、更なる企業努力に努め、経費削減を図ります。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>無</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	④	平成18年度に現在の体制になって以来、4人体制で下水道事業に取り組んでいます。今後も平成22年度に策定した、那須町行政改革アクションプランに沿いながら、適正な人員配置に努めます。
○ 給与のあり方	④	これまでも給与の適正化に努め総人件費の抑制を図ってきましたが、今後も国における給与制度改革を見据え、新たな給与制度の構築を検討し、さらに時間外勤務などの手当を削減・適正化を図る。また、地域手当については従来から支給していません。
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	④	平成18年度に国に準じて給与構造改革を実施した。地域手当は支給していません。今後も導入予定はありません。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	④	技能労務職員の所属なし。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	④	退職時特別昇給制度については、平成17年度に廃止。退職手当については、今後とも国に準じた取扱いとします。
◇ 福利厚生事業のあり方	④	共済組合法が示す基準により負担しており、基準以上の負担はしていません。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	③	平成23年度より、町内2箇所の処理場の運転管理業務委託について、指名競争入札を導入し、維持管理費の削減に努めます。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		平成20年度から賦課徴収事務の民間委託を実施しています。また、汚泥処理については、県下水道資源化工場へ委託しております。指定管理制度については、早い時期に検討いたします。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項目	IIの課題番号	具体的内容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	②・⑤	従来、使用料未納者に対しては、督促状の発送及び戸別訪問により徴収していたが、平成22年度より、更なる収納率向上対策の一環として、未納者に個別電話相談・催告を行っている。そのことにより、22年度（収入予定85,000千円×0.4%＝340千円）、23年度（収入予定97,000千円×0.4%＝388千円）、24年度（収入予定98,000千円×0.4%＝392千円）、25年度（収入予定99,000千円×0.4%＝396千円）、26年度（収入予定100,000千円×0.4%＝400千円）、5年間計1,916千円の増収を図ります。（0.4%については、前年度からの増加分となります） また、現在逆累進性方式を採用している超過料金の料金体系では収支のバランスが不均等であるため、平成23年度に見直検討を行い、累進性の料金体系へ移行する予定です。
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	②	現在、逆累進性方式を採用している超過料金の料金体系を見直検討し、平成23年度から累進性の料金体系へ移行する予定です。 1ヶ月の基本料金（1,260円）は据置きし、現在3段階ある超過料金体系を累進性にするにより、平成23年度には97,000千円の収入が見込まれます。平成22年度85,000千円の収入に対して、平成23年度には97,000千円の収入となります。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		平成23年2月頃に、町のホームページに今回の公営企業経営健全化計画の情報を掲載する予定。また、同時期に町広報誌を通して町民への広報を行う予定です。
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		定員や給与等については那須町人事行政運営等の状況の公表に関する条例により、財務状況については那須町財務状況の公表に関する条例に基づき、年度や半期決算状況などを広報誌や町ホームページで公表しております。
○ 行政評価の導入		事務事業評価については、平成18年度に試行的に評価を実施し、平成19年度より導入している。今後も事務事業評価を活用し、より効率的な行政運営の推進を図ります。
4 その他	①	未接続者に対する戸別訪問・広報活動等を展開し、水洗化率の向上を確保することにより、使用料の増加を図る。 平成18年度までは戸別訪問を2名で行っていたが、平成19年度からは更なる強化として4名体制での戸別訪問を行っている。平成22年度からは5名体制で戸別訪問を行います。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

- 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	来年度より、町内2箇所の処理場の運転管理業務委託について、指名競争入札を採用し維持管理費の削減に更に努めます。(IV-1)
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損金は、当面の間発生しないと考えられます。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	平成23年度から26年度にかけ、施設の増改築や管渠付設工事が増加することから、それに伴い、基準外繰出しの増加が見込まれます。基準外繰出しの縮減のため、未接続者に対する戸別訪問等を強化し、水洗化率(接続率)の向上を確保することにより使用料収入の増加を図ります。また、維持管理費のコスト削減を図ります。(IV-2、IV-4)
4 その他	現在、逆累進性方式を採用している超過料金の料金体系では収支のバランスが不均等であるため、平成23年度に見直し検討を行い、累進性の料金体系へ移行する予定です。(IV-4) また、平成22年度より、収納率向上対策の一環として個別電話催告を行っています。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(以下、「財政健全化法」という。)に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【新規計画策定団体】

課 題	目標又は実績	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	計画前5年度 実績	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	計画合計
		(計画前5年度 決算)	(計画前4年度 決算)	(計画前3年度 決算)	(計画前々年度 決算)	(計画前年度 決算見込)		(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	A	増減									
	水洗便所設置済人口(人)	B	増減									
	水洗化率(%)	C	増減									
	有収水量(m³)	D	増減									
	② 使用料単価(円/m³)	E	増減									
	(使用料収入/有収水量)											
	料金改定率(%)	F	増減									
	(料金改定実施年度に記入)											
	③ 収納率(%)	G	増減									
	④ その他()	H	増減									
経営の効率化	⑤ 管理運営費(千円)	I	増減									
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円)	J	増減									
	(I/A)											
	⑥ 汚水処理原価(円/m³)	K	増減									
	(汚水処理経費/有収水量)											
	汚水処理原価(維持管理費)(円/m³)	L	増減									
	(汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)											
	⑦ その他()	M	増減									
	使用料回収率(%)											
	累積欠損金比率(%)											
企業債現在高(百万円)												
収入の確保	使用料収入											
	改善効果額											
	①有収水量の増加											
	②使用料の適正化											
	③収納率の向上											
その他④()												
経営の効率化	管理運営費											
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの											
	改善効果額											
	⑤職員給与費の適正化											
	維持管理費(上記以外)の適正化()											
その他⑥()												
改善効果額												
							計画前5年間改善効果額 合計					改善効果額 合計 A
												<参考>補償金免除額 (旧資金運用部資金)

注1 計画前年度において使用料単価150円/m³(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。

- 「収入の確保」その他④の例: 未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 「経営の効率化」その他⑥の例: 建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口……………10表01行11列
- ・水洗便所設置済人口……………10表01行12列
- ・有収水量……………10表01行52列
- ・管理運営費……………32表02行05列
- ・汚水処理原価……………(32表02行06列)/有収水量
- ・汚水処理原価(維持管理費)……(32表01行44列)/有収水量

- ・使用料収入
法適用事業 = 20表01行03列
法非適用事業 = 26表01行03列
- ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの
法適用事業 = (21表01行06列)+(23表01行18列)-(21表01行44列)
法非適用事業 = (26表01行14列)+(26表01行35列)-(26表02行14列)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方
- 民間委託の取組状況
- その他に記入された項目に関する取組等

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計
収入の確保	①	処理区域内人口(人)		2,854	2,949	2,869	2,880	2,890		2,920	2,940	2,960	
		A 増減		119	95	-80	11	10	155	30	20	20	91
		水洗便所設置済人口(人)		1,878	1,988	1,938	1,950	1,960		2,088	2,138	2,188	
		B 増減		321	110	-50	12	10	403	128	50	50	250
	②	水洗化率(%)		65.8	67.4	67.5	67.7	67.8		71.5	72.7	73.9	
		C 増減		8.8	1.6	0.1	0.2	0.1	10.8	3.7	1.2	1.2	6.4
		有収水量(m ³)		954,322	943,285	904,519	824,519	830,000		880,000	890,000	900,000	
		D 増減		56,066	-11,037	-38,766	-80,000	5,481	-68,256	50,000	10,000	10,000	-4,519
	③	使用料単価(円/m ³) (使用料収入/有収水量)		103.2	104.3	104.9	103.1	116.9		121.6	121.3	121.1	
		E 増減		0.3	1.1	0.6	-1.8	13.8	14.0	-4.7	-0.3	-0.2	6.8
		料金改定率(%) (料金改定実施年度に記入)		0	0	0	0	13.1	13	0	0	0	13
		F 増減		0	0	0	0	0.4	0.4	2.6	0.4	0.4	2
	④	収納率(%)		93	94	94	94.4	94.8		95.2	95.6	96.0	
		G 増減		0.8	1	0	0.4	0.4	0	0	0.4	0.4	2
経営の効率化	⑤	その他()		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		H 増減		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑥	管理運営費(千円)		284,323	271,332	279,799	278,485	277,485		276,985	276,485	275,985	
		I 増減		-1,720	-12,991	8,467	-1,314	-1,000	-8,558	-500	-500	-500	-3,814
		処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)		105	97	98	97	96		95	94	93	
		J 増減		-1	-8	1	-1	-1	-10	-1	-1	-1	-5
		汚水処理原価(円/m ³) (汚水処理経費/有収水量)		169.8	169.4	184.6	202.5	201.2		189.8	187.6	185.6	
		K 増減		-29.1	-0.4	15.2	17.9	-1.3	2	-11.4	-2.2	-2.0	1
	汚水処理原価(維持管理費)(円/m ³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)		118.4	122.7	135.1	148.0	147.0		138.6	137.1	135.6		
	L 増減		-18.6	4.3	12.4	17.1	-1.0	14	-8.4	-1.5	-1.5	5	
M 増減		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
使用料回収率(%) (E/K×100)		60.0	61.6	56.8	50.9	58.1		64.1	64.7	65.3			
累積欠損金比率(%)	当初計画の目標値 (実績値)		0	0	0	0	0						
	延長計画の目標値 (実績値)		2,033	2,069	2,010	1,999	2,011						
企業債現在高(百万円)	当初計画の目標値 (実績値)		2,005	2,034	1,978	1,999	2,011						
	延長計画の目標値								1,854	1,940	2,003		
当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入		95	97	101	105	122					
		改善効果額		3	5	8	12	30	58				
		①有収水量の増加		3	5	8	12	16	44				
		②使用料の適正化						14	14				
	③収納率の向上												
	その他④()		0	0	0	0	0						
	経営の効率化	管理運営費		287	268	263	258	238					
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの		28	28	27	27	27					
		改善効果額				1	1	1	3				
		⑤職員給与費の適正化				1	1	1	3				
維持管理費(上記以外)の適正化													
その他⑥()													
改善効果額													
当初計画改善効果額 合計									61				
<参考>当初計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)									52				

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入				95	85.4	97.4		98.4	99.4	100.4		
		改善効果額					0.4	0.4		0.4	0.4	0.4	2	
		①有収水量の増加												
		②使用料の適正化												
経営の効率化	管理運営費													
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの													
	改善効果額													
	⑤職員給与費の適正化													
	維持管理費(上記以外)の適正化													
	()													
	その他⑥()													
	改善効果額													

注1 計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。

2 「収入の確保」その他④の例：未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

3 「経営の効率化」その他⑥の例：建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

4 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

5 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

延長計画改善効果額 合計 A	2
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	
普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C	15
A + B + C	17
<参考> 延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	15

【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口 …………… 10表01行11列
- ・水洗便所設置済人口 …………… 10表01行12列
- ・有収水量 …………… 10表01行52列
- ・管理運営費 …………… 32表02行05列
- ・汚水処理原価 …………… (32表02行06列) / (有収水量)
- ・汚水処理原価(維持管理費) …… (32表01行44列) / (有収水量)
- ・使用料収入
法適用事業 = 20表01行03列
法非適用事業 = 26表01行03列
- ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの
法適用事業 = (21表01行06列) + (23表01行18列) - (21表01行44列)
法非適用事業 = (26表01行14列) + (26表01行35列) - (26表02行14列)

6 「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)	
○ 使用料適正化の考え方	・ 今後、料金体系の見直しを含めた料金改定を行なう予定。
○ 民間委託の取組状況	・ 引き続き、水洗化率の向上を図る。
○ その他に記入された項目に関する取組等	・ 電話催告を行い収納率向上を図る。